

第5回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和2年5月13日(水) 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 低層部3階 大会議室

出席委員

櫻井 宏 ・ 福田 正義 ・ 永田 昭三 ・ 林 安廣
梶下 信孝 ・ 西垣 隆 ・ 森瀬 宏 ・ 野々村 貢
清水 健吉 ・ 林 明 ・ 江崎 和浩 ・ 中川美那子
江崎 美咲 ・ 國井 忠男 ・ 古田 薫 ・ 松野 芳正

欠席委員

河田 均 ・ 山口 基治

議長

栗本 恒雄

農地利用
最適化推
進委員

伊藤 一仁 ・ 塩谷 芳美 ・ 神谷 保行 ・ 後藤 宗夫
杉本 宜永 ・ 鷺見 郁雄 ・ 高橋 直美 ・ 田中 鉄男
戸崎 和美 ・ 本田 忠男 ・ 眞鍋 勇 ・ 村瀬 新一
村瀬 忠彦 ・ 山田 貞夫

事務局

事務局長	内藤 浩二	副主幹	伊佐治伸一
副主幹	宮川眞由美	副主査	吉村 雅子
副主査	岩垣 康弘	主任主事	佐藤 優希
主任主事	坂口由充加	主事	那須 香織

議 案

- 議案第 26 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について
- 議案第 27 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 28 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 29 号 租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について
- 議案第 30 号 特定農地貸付けの承認について
- 報告第 15 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について
- 報告第 16 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第 17 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について

議 長

それでは、令和 2 年第 5 回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、19 名中 17 名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

議事に入るに先立ちまして、慣例により、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思います。

議 長

それでは、議席番号 11 番清水健吉委員、議席番号 12 番林明委員の両委員、よろしく申し上げます。

議 長

なお、農地利用最適化推進委員の皆様も意見や質問がありましたら御発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第 26 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転 12 件、使用貸借による権利

の設定3件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

それでは、議案第26号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とする権利を設定する、若しくは移転する場合の許可申請であります。

今回提案しております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願いします。

申請明細1番、本荘地区の申請は、使用貸借の設定で、貸人が、教育のため借人へ畑を貸し出すものです。

今回の申請は、借人が、学校法人で営利を目的としない法人であり、業務の運営に必要と認められることから許可しうるものです。

申請明細2番、鷺山地区の申請は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

申請明細3番、南長森地区の申請は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営を拡大する譲受人へ田を譲り渡すものです。

3ページをお願いします。

申請明細4番、南長森地区の申請は、使用貸借の設定で、農業経営の縮小を図る貸人が、農業経営を拡大する借人へ田を貸し出すものです。

申請明細5番、6番はいずれも方県地区の申請で、所有権の移転、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の安定を図る譲受人へ田、畑を譲り渡すものです。

3から4ページになりますが、

申請明細7番、8番、9番はいずれも日置江地区の申請で、所有権の移転、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

申請明細10番、芥見地区の申請は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

申請明細11番、芥見地区の申請は、使用貸借の設定で、農業経営の縮小を図る貸人が、農業経営の拡大を図る借人へ田を貸し出すものです。

5 ページをお願いします。

申請明細 12 番、芥見地区の申請は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

申請明細 13 番、合渡地区の申請は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営を拡大する譲受人へ畑を譲り渡すものです。

申請明細 14 番、合渡地区の申請は、所有権の移転で、家族内で田を譲り渡すものです。

申請明細 15 番、三輪地区の申請は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。以上です。

議 長

ただいま、議案第 26 号について事務局から申請内容の説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の農業委員会委員の皆様から説明をいただきます。

それでは、2 ページ 1 番の本荘地区の申請については、事務局より説明いたします。

伊佐治副主幹

今回の申請は、学校法人である借人が園児の教育環境の充実を図るため、農作業体験の場として農地を借り受けるものであります。

4 月 21 日に農業委員会委員、本荘農政推進委員会会長及び申請者と共に現地立会いを行いました。申請者は地域の取り決めなども理解されておりますので、許可は問題ないとのことです。以上です。

議 長

続きまして、2 ページ 2 番、鷺山地区の申請については、森瀬宏委員、説明をお願いします。

森瀬委員

今回の申請は、農業経営を縮小したい譲渡人から、農業経営の拡大を図る譲受人へ、農地を譲り渡すものであります。

4 月 22 日に農地利用最適化推進委員及び事務局職員と共に現地立会いを行いました。

譲受人は鷺山地区で水稻を中心に耕作しており、機械も十分に

保有しておられます。

地域の取り決めなども理解されており、耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、2ページ3番、3ページ4番、南長森地区の申請については、林明委員、説明をお願いします。

林(明)委員

3番の申請は、遠方のため農業経営が困難な譲渡人から、農業経営の拡大を図る譲受人へ、農地を譲り渡すものであります。

4番の申請は、使用貸借による権利の設定であり、農業経営を縮小する貸人から、借人へ農地を貸借するものです。

3番の譲受人は隣地で野菜を栽培しており、今後は申請地とあわせて野菜を栽培する予定と聞いております。

4番では、引き続き水稻を栽培される予定です。

4月16日に農地利用最適化推進委員及び事務局職員と共に現地立会いを行いました。

いずれの申請も、地域の取り決めも承知されており、耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、3ページ5番と6番、方県地区の申請については、事務局より説明いたします。

伊佐治副主幹

5番の申請は、農業経営を縮小する譲渡人から、農業経営の安定を図る譲受人へ、農地を譲り渡すものです。

4月23日に農業委員会委員、農地利用最適化推進委員と共に現地立会いを行いました。申請地では、引き続き水稻栽培および育苗を行う予定です。

譲受人は岐阜市農業委員会委員で認定農業者でもあります。地域の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないということです。

6番の申請は、農業経営を縮小する譲渡人から、農業経営の安定を図る譲受人へ、農地を譲り渡すものです。

4月17日に農業委員会委員、農地利用最適化推進委員と共に現

地立会いを行いました。申請地では、育苗を行う予定です。地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないとのことです。以上です。

議長

続きまして、3ページ7番から4ページ9番の日置江地区の申請については、江崎和浩委員、説明をお願いします。

江崎委員

今回の申請は、高齢の為、農業経営を縮小したい譲渡人から、農業経営の拡大を図る譲受人へ、農地を譲り渡すものであります。

4月21日に農地利用最適化推進委員及び事務局職員と共に現地立会いを行いました。

譲受人は市橋地区で水稻を中心に耕作しており、機械も十分に保有しておられます。

地域の取り決めなども十分理解されており、耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、4ページ10番から5番ページ12番、芥見地区の申請については、清水健吉委員、説明をお願いします。

清水委員

10番の申請は、農業経営を縮小する譲渡人から、農業経営の拡大をはかる譲受人へ、農地を譲り渡すものです。

11番の申請は、農業経営を縮小したい貸人から借人へ農地を貸借するものです。

12番の申請は農業経営を縮小する譲渡人から、農業経営の拡大をはかる譲受人へ、譲り渡すものです。

4月15日に農地利用最適化推進委員及び事務局職員と共に現地立会いを行いました。

いずれの申請者も農機具等を備え、耕作状況、また地域の取り決めなども理解されており、地元としても許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、5ページ13番、14番、合渡地区の申請については、國井忠男委員、説明をお願いします。

國井委員

13番の申請は、農業経営を縮小したい譲渡人から、農業経営の拡大を図る譲受人へ、農地を譲り渡すものです。

4月23日に農地利用最適化推進委員と共に現地立会いを行いました。

地域の取り決めなども承知しており、耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないと考えております。

14番の申請は、世帯内で農地を譲り渡すものです。

譲受人は、申請地にて水稻を栽培される予定です。

耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないと考えております。以上です。

議長

ありがとうございました。

続きまして、5ページ15番、三輪地区の申請については、福田正義委員、説明をお願いします。

福田委員

今回の申請は、農業経営を縮小する譲渡人から、農業経営の拡大を図る譲受人へ、農地を譲り渡すものです。

4月22日に農地利用最適化推進委員及び事務局職員と共に現地立会いを行いました。申請地では、引き続き水稻を栽培される予定です。

地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないものと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第26号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議長

引き続きまして、議案第27号農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について1件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

伊佐治副主幹

それでは、議案第 27 号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。今回の申請概要は、7 ページの第 4 条許可申請の総括表をご覧ください。

申請の合計は、件数が、1 件、面積は、1,425 平方メートルです。

8 ページをお願い致します。

申請明細 1 番、芥見地区の申請は、米乾燥調製施設及び農業用倉庫に転用するものです。

申請地は、市が定める農業振興地域整備計画において農用地として利用すべき土地として定められた区域内の農地です。

農振農用地は、原則不許可ですが、農業用施設であるため例外的に許可し得るものです。

この申請は、1,000 平方メートルを超える大規模転用になりますので、議案書の 37 ページに位置図を付けてございます。ご覧ください。

右上の周辺図をご覧ください。転用される場所は、芥見大般若 2 丁目地内の、岩小学校から東へ約 600 メートルのところに位置している農地です。以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 27 号について事務局から説明を受けましたが、芥見地区の申請につきましては、現地調査を行いました。

それでは、芥見地区の申請は、清水健吉委員、説明をお願いします。

清水委員

農地の転用にあたり、4 月 22 日にこの地区の農地利用最適化推進委員、事務局職員、申請者と共に現地立会いを行いました。

今回の申請は、この地区の担い手である申請者が、現在の農業用施設が手狭になったため、新たに米の乾燥調製施設及び農業用倉庫を建築するために申請地を転用するものでございます。

周辺農地への影響、また周辺道路及び水路、また近隣に住宅はわずかしきありませんが、地区住民に対しても、影響がないよう十分な配慮をすることを確認しましたので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

議案第 27 号について、説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議 長

引き続きまして、議案第 28 号農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について、所有権の移転 2 件、使用貸借による権利の設定 1 件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

伊佐治副主幹

それでは、議案第 28 号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

今回の申請概要は、10 ページの第 5 条許可申請の総括表をご覧ください。

申請の合計は、件数が 3 件、面積は 2,624 平方メートルです。

11 ページをお願いします。

申請明細 1 番は方県地区の申請で、所有権移転により、農業用施設に転用するものです。申請地は、宅地化の状況から見て、道路、その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が 40 パーセントを超える街区の中に位置しているため、第 3 種農地と判断します。よって許可しうるものです。

申請明細 2 番、芥見地区の申請は、所有権の移転により、太陽光発電施設に転用するものです。申請地は、市街化区域と山林に囲まれた区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満である区域内にある農地であるため、第 2 種農地と判断します。

第 2 種農地は、原則不許可ですが、申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的達成することができないため許可しうるものです。

申請明細 3 番、網代地区の申請は、使用貸借の設定により、農業用施設に転用するものです。申請地は、市が定める農業振興地域整備計画において農用地して利用すべき土地として定められた

区域内の農地です。

農振農用地は、原則不許可ですが、農業用施設であるため例外的に許可し得るものです。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、38ページに位置図を付けてございます。

右上の周辺図をご覧ください。転用される場所は、秋沢1丁目地内の、網代小学校から南東へ約600メートルのところに位置している農地です。以上です。

議 長

ただいま、議案第28号について事務局から説明を受けましたが、11ページ3番網代地区の申請につきましては、現地調査を行いました。

それでは、網代地区の申請について、松野芳正委員、説明をお願いします。

松野委員

申請明細3番は、地区内で畜産業を行う借人が、牛舎の建設のため、農地の転用を行うものであります。

4月22日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、転用事業者である借人とともに、現地立会いを行いました。立会いの際に、近隣への影響がないよう配慮することを確認しており、許可は問題ないものと考えております。

議 長

ありがとうございました。

議案第28号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議 長

引き続きまして、議案第29号租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は1件、以上を議題とい

たします。事務局の説明を求めます。

伊佐治副主幹

それでは、議案第 29 号について説明いたします。

13 ページをお願いいたします。

今回は、1 件提出されており、特例適用農地面積は、677 平方メートルとなっております。

証明願の内容審査は、事務局において遺産分割協議書等により、相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか

十分調査し、提案しております。以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 29 号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議 長

引き続きまして、議案第 30 号特定農地貸付けの承認について、今回の申請は 2 件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

伊佐治副主幹

それでは、議案第 30 号について説明いたします。

特定農地貸付けとは、市民農園を開設するため、農地を複数の区画に分け、農業を職業としない利用者に貸し付け、利用者は余暇利用の一つとして、割り当てられた区画で農作業を行うもので、農地利用促進を図る一つの方法です。

農地を耕作目的で権利設定を行う場合は、農地法第 3 条の許可が必要となりますが、5 つの条件すべてを満たしている場合は、農業委員会の承認により農地の貸借が可能となります。

5 つの条件とは、

- 1 1 区画が 10 アール未満の貸し付けであること
- 2 相当数の者を対象として定型的な条件で行われるものである

こと

- 3 営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること
- 4 5年を超えない貸付期間であること
- 5 その者が所有する農地の貸付けに当たって、特定貸付農地の適切な管理及び運営を担保するなど、貸付協定を当該農地の所在地を管轄する市町村と締結していることです。

15 ページの申請明細をご覧ください。

1 番、七郷地区の申請地は、市街化区域内の畑で、面積が 326 平方メートル、貸付区画が 6 区画、貸付期間が最長で 5 年です。貸付協定は、令和 2 年 4 月 10 日に締結されております。

2 番、厚見地区の申請地は、市街化区域内の畑で、面積が 644 平方メートル、貸付区画が 19 区画、貸付期間が最長で 5 年です。貸付協定は、令和 2 年 3 月 19 日に締結されております。

いずれの申請も、特定農地貸付けの 5 つの条件をすべて満たし、適正であると認められますので承認し得るものです。以上です。

議 長

ただいま、議案第 30 号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議 長

引き続きまして、報告第 15 号農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、事務局の説明を求めます。

伊佐治副主幹

それでは、報告第 15 号について説明いたします。

第 3 条の 3 の規定による許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。今回の各地区別の届出は、17 ページにございます。

届出の合計は、件数が 17 件、面積は 38,661 平方メートルです。以上でございます。

議 長

引き続きまして、報告第 16 号農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用の届出について、事務局の説明を求めます。

伊佐治副主幹

それでは、報告第 16 号について説明いたします。

19 ページをご覧ください。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第 4 条届出の総括表となります。届出の合計は、件数が 12 件、面積は 4,044 平方メートルです。

明細は、20 ページから 22 ページに記載してございます。以上です。

議 長

引き続きまして、報告第 17 号農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用の届出について、事務局の説明を求めます。

伊佐治副主幹

それでは、報告第 17 号について説明いたします。

24 ページをご覧ください。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第 5 条届出の総括表となっております。

届出の合計は、件数が 44 件、面積は 22,554 平方メートルです。

明細につきましては、25 ページから 36 ページに記載されております。

以上、報告第 15 号から 17 号について、農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、令和 2 年 4 月に農業委員会事務局規程に基づき、農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたします。以上です。

議 長

議案は以上になりますが、何かございますか。

議 長

以上をもちまして、本日の会議いたします。

議長は、本日の会議終了につき午後 3 時 35 分閉会を宣す。